

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐野 聡 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 8日から 令和 8年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午前10時30分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月30日 午前 9時00分から 令和 8年 4月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- 1 所 在 弥富市神戸十丁目  
地 番 464番28  
地 目 宅地  
地 積 452.89平方メートル
- 2 所 在 弥富市神戸十丁目 464番地28  
家屋 番号 464番28  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 99.97平方メートル  
2階 37.68平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 約125.97平方メートル  
2階 約72.68平方メートル



## 物件明細書

令和 8年 1月28日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐野 聡 美

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 弥富市神戸十丁目  
地 番 464番28  
地 目 宅地  
地 積 452.89平方メートル
- 2 所 在 弥富市神戸十丁目 464番地28  
家屋 番号 464番28  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 99.97平方メートル  
2階 37.68平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 約125.97平方メートル  
2階 約72.68平方メートル



令和 7 年(ケ)第 178 号

令和 7 年 10 月 6 日受理

令和 7 年 **11**月 **28**日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 佐 藤 哲 也

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 弥富市神戸十丁目                                     |
|   | 地 番   | 4 6 4 番 2 8                                  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 4 5 2 . 8 9 平方メートル                           |
| 2 | 所 在   | 弥富市神戸十丁目 4 6 4 番地 2 8                        |
|   | 家屋 番号 | 4 6 4 番 2 8                                  |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造瓦葺 2 階建                                    |
|   | 床 面 積 | 1 階 9 9 . 9 7 平方メートル<br>2 階 3 7 . 6 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
<b>土地</b>	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件 ) □ (物件 )
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
<b>建物</b>	物件2
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる(■主である建物 □附属建物) □種類: □構造: ■床面積:1階 約125.97平方メートル 2階 約72.68平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない [ 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 □ある [ 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ 債務者兼所有者</p>	<p>1 私は、物件1土地及び物件2建物の所有者です。</p> <p>2 物件2建物は、昭和60年3月新築で、完成の少し前から令和7年1月ころまで住んでいました。</p> <p>3 差し掛けは、物件2建物を建てた半年後くらいに、倉庫はその後に、いずれも私が作りました。</p> <p>4 物件2建物内の設備等に不具合はありません。</p> <p>5 物件2建物には、建築当時の設計に小屋裏物置は、ありませんでしたが、災害等有事のときの避難場所として、設計変更して作ってもらいました。</p> <p>6 物件1土地は大雨や台風等による水害はありません。</p> <p>7 物件2建物内では、令和3年ころまで小型犬を1匹飼っていました。</p> <p>8 各境界杭は以前確認したことがあります。東側隣地との境界にトタンで仕切られている箇所がありますが、それが境界線だと思います。物件1土地の境界について近隣との間に争いはありません。</p>
<p>■ 弥富市役所総務部 税務課資産税グループ担当者</p>	<p>(電話により聴取)</p> <p>1 物件2建物の未登記増築部分及び小屋裏物置部分については課税の対象と なっていません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

### ■占有関係について

- 1 債務者兼所有者の陳述、現認使用状況等から2枚目のとおり認定した。

### ■物件1土地の現況について

- 1 北西側を道路に接し、道路の北西側には水路が、南東側隣地のさらに南東側にも水路があり、中州状の場所に存する四角形の宅地である（土地建物位置関係図（概略）参照）。
- 2 境界については、債務者兼所有者はいずれも境界杭がある旨述べるが、南角の境界杭以外境界杭を確認することができなかった。なお、確認ができた南角の境界杭は斜めになっているが、同境界杭を基準とすると、建物平面図から算出した西角の付近を結ぶ線から倉庫（未登記増築部分）及び差し掛けの一部が隣地（464番29）へ越境している可能性が認められる。

### ■物件2建物の現況について

- 1 昭和63年3月30日新築の木造瓦葺2階建てであり、経年相応の傷みや汚れが散見される。
- 2 小屋裏物置については、床に平板を張ったのみの構造となっており、床としての強度に不安がある。なお、過半の部分で天井高が1.5m以上あったので、床面積に算入し、未登記部分とした。
- 3 ダイニングキッチンの床の張り替えと壁の塗り替えなど、債務者兼所有者により修繕が行われている箇所もある。

### ■未登記増築部分（倉庫）及び差し掛けの現況について

- 1 いずれも昭和63年に債務者兼所有者により作られたものであり、いずれもトタン、木材、足場用の鉄パイプなどを針金等で結合させて作られており、経年及び構造上からも強度に不安がある（写真⑦⑧）。
- 2 差し掛けの支柱には、その長さを調節するため、ブロックやレンガを挟んであるものも散見された（写真⑨）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年 10月7日 (火) 9:00 - 9:10	名古屋法務局	土地建物全部事項証明書交付申請
R7年 10月8日 (水) 9:00 - 9:10	名古屋法務局	公図及び建物図面等交付申請
R7年 10月17日 (金)	郵便	債務者兼所有者に対し、照会書送付
R7年 10月24日 (金) 14:00 - 14:30	物件所在地	現地確認、物件1土地及び物件2建物(外観)の写真撮影
R7年 11月10日 (月) 9:50 - 11:00	物件所在地	現地確認、物件1土地及び物件2建物(室内)の写真撮影、債務者兼所有者立会・聴取
R7年 11月26日 (水) 11:30 - 11:35	電話	弥富市役所総務部税務課資産税グループより聴取

## (特記事項)

令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

令和 年 月 日

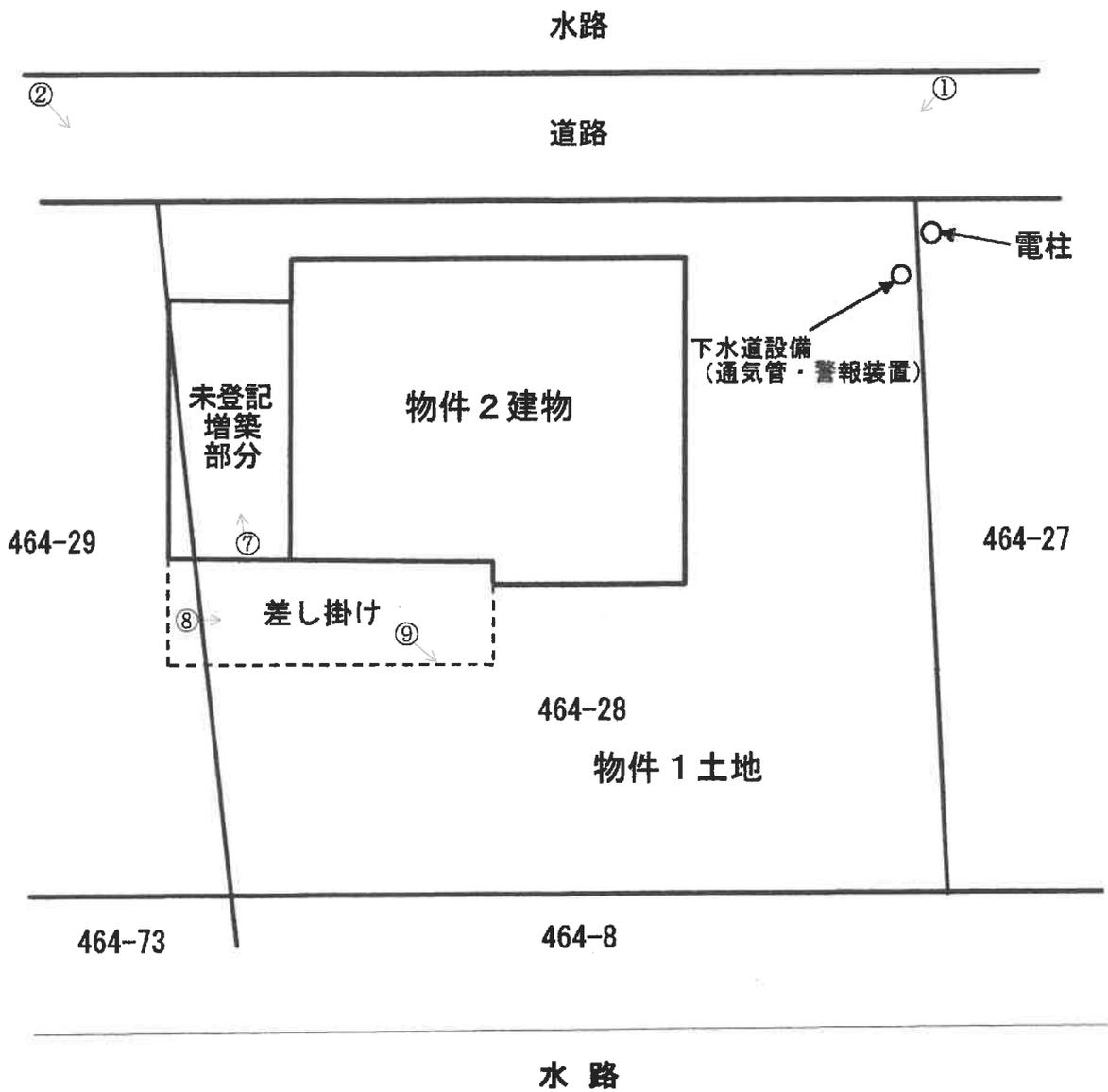
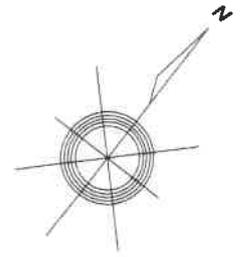
休日・夜間執行許可の提示をした。

令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。

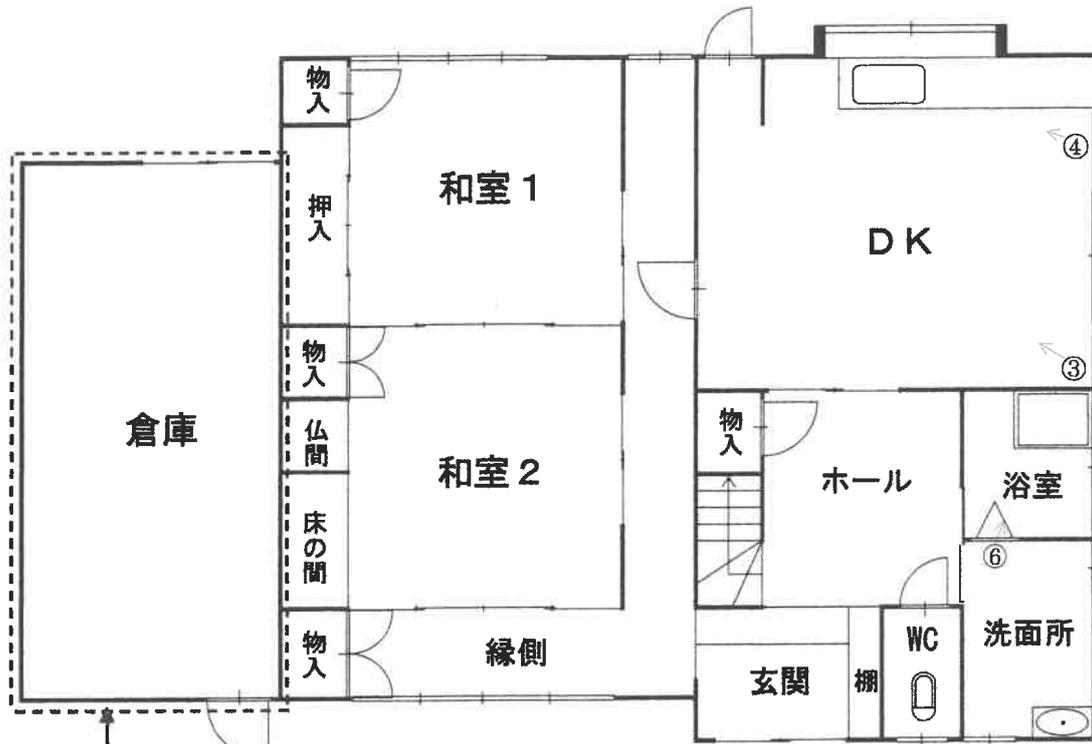
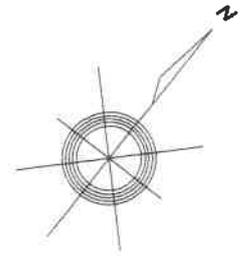
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図（概略）



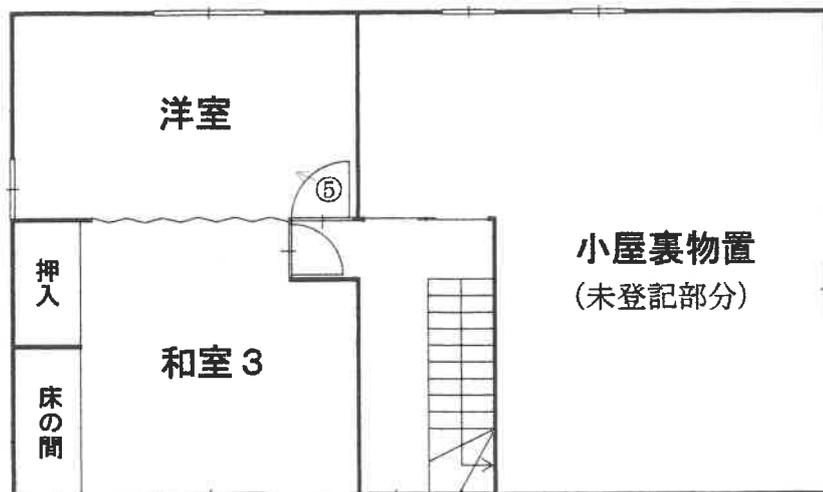
写真撮影方向を矢印で示す  
○内写真番号

# 建物間取図（概略）



未登記増築部分

【1階】



【2階】

写真撮影方向を矢印で示す  
○内写真番号



① 物件1土地を含む物件2建物の外観



② 物件1土地を含む物件2建物の外観



③ ダイニング・キッチン



④ キッチン

( 9 枚目)



⑤ 洋室



⑥ 浴室

( 10 枚目)



⑦ 未登記増築部分（倉庫）内の状況



⑧ 差し掛けの状況

( 11 枚目)



⑨ 差し掛けの支柱の状況



令和7年(ケ)第178号  
令和7年10月9日 受理  
令和7年11月10日 現地調査  
令和7年12月15日 評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

後藤 龍

## 第1 評価額

一括価格	
金 4, 270, 000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1, 710, 000円
物件2(建物)	金 2, 560, 000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	弥富市神戸十丁目 464番28 宅地 452.89m <sup>2</sup>	同左。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	弥富市神戸十丁目464番地28 464番28 居宅 木造瓦葺2階建 1階 99.97m <sup>2</sup> 2階 37.68m <sup>2</sup>	特記事項参照。
番号	特記事項		
2	<p>〔床面積〕</p> <p>1階南西側の倉庫(現況概測面積：約26m<sup>2</sup>)が未登記で増築されている。 また、2階に未登記の小屋裏物置(現況概測面積：約35m<sup>2</sup>)がある。 1階倉庫及び2階小屋裏物置を含めた各階の床面積は、1階が約125.97m<sup>2</sup>、 2階が約72.68m<sup>2</sup>である。</p>		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄名古屋線「近鉄蟹江」駅の南方、道路距離約4.9km。 飛島公共交通バス「神戸山」バス停の北東方、道路距離約800m。 (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	水路沿いに一般住宅、畑地、雑種地等が混在する地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% — 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 452.89㎡ 間口 約22m 奥行 約20m 形状 ほぼ正方形	
接面道路の状況	北西側で幅員約3.6mの市道に等高で接面している。当該市道は、建築基準法42条2項道路であり、建て替え等には、セットバックを要する。	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり なし あり(特記事項参照)
土壌汚染の可能性の調査	対象地の公簿地目は、昭和59年11月に「宅地」に地目変更されるまで「畑」であった。また、昭和58年版の住宅地図を閲覧したところ、建物敷地として利用されていた形跡は見られなかった。 現在、対象地の周辺には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定はない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。</li> <li>・弥富市備付けの水防法に基づく各種ハザードマップによると、対象地及びその周辺は、洪水及び高潮の想定浸水区域に該当している。</li> <li>・対象地及びその周辺は、津波災害警戒区域に指定されている。</li> </ul>	

<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状は概ね建物図面のおりと思われるが、全般に土地の境界が判然としていない。境界を明確にするためには、専門家による測量が必要である。</li> <li>・物件1土地は、市街化調整区域に線引きされた後に宅地となった所謂線引後宅地である。再建築の可否等の詳細については、愛知県尾張建設事務所建築課に確認のこと。</li> <li>・北西側市道に農業集落排水の本管が敷設されており、対象地内に引込管も整備されている模様である。詳細は、弥富市役所下水道課に確認のこと。なお、関係人によれば、物件2建物は農業集落排水に接続しておらず、トイレは汲み取り式とのことであった。</li> <li>・物件1土地の北端に下水道設備(通気管・警報装置)が設置されていた。</li> <li>・物件1土地の北西端付近の上空を電線が通過している。</li> <li>・物件1土地の南東端辺りは、南東方向へ下り傾斜地勢となっている模様である。なお、当該部分には庭木があるほか、雑草が繁茂しているため、地表面の状況確認が困難な箇所があった。</li> </ul>
-------------	---

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)	昭和60年3月30日新築
	経 過 年 数	約41年
	経済的残存耐用年数	経済的耐用年数を満了している
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	鋼板 ほか
	内 壁	タイル、合板 ほか
	天 井	ボード、敷目板天井 ほか
	床	フローリング、畳 ほか
	設 備	電気、上水道、プロパンガス ほか
	そ の 他	
床面積(現況)	1階 約125.97㎡ 2階 約72.68㎡ (計) 約198.65㎡	
現況用途等	現況用途	居宅 間取り 4DK+倉庫+小屋裏物置 (附属資料「建物間取図(概略)」のとおり)
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築後相当年数が経過しており、経年相応の損傷、汚損等が見られた。</li> <li>・ 建物図面上に現況概測した未登記増築部分および差し掛けを記載した結果、一部が隣地へ越境している可能性が認められた。 (附属資料「土地建物配置図」参照) なお、境界が不明確であるため、現況では隣地への越境の有無を判断できず、詳細については不明である。</li> <li>・ 2階の小屋裏物置については、天井高が1.5m以上ある部分が過半を占めていることから、床面積に算入すべき部分と史料される。</li> <li>・ 未登記の1階倉庫及び2階小屋裏物置は、固定資産税の課税対象になっていない。</li> </ul>	

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物件 2 建物の南側に差し掛けが設置されている。</li><li>・ 未登記増築部分及び差し掛けは、いずれも物件 2 建物の建築後に所有者が自ら作ったとのことである。</li><li>・ 2階の小屋裏物置部分は、床の強度に不安が認められ、使用に際して注意を要する状態であった。</li><li>・ 建物の建築時期等を考慮するとアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。但し、詳細は不明であり、専門家の調査が必要である。</li></ul>
---------	---

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	27,200	0.70	452.89	0.90	7,760,000

計算結果の数値は、万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 弥富-10

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 30,000 \text{ 円/㎡} & \times 99.7/100 & \times 100/100 & \times 100/110 & = & 27,200 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし。

◇地域格差：街路、交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：線引後宅地 0.75×画地内傾斜 0.95×画地上空に電線 0.99×要セットバック 0.99  
=0.70

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### (2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	198.65	0.03	950,000

ウ 現価率：経済的耐用年数は満了していると判断し、残価率の3%をもって現価率とした。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,760,000	0.55	法定地上権	4,270,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有 減価修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	7,760,000	-4,270,000		0.70	0.70	1,710,000
2	950,000	+4,270,000	0	0.70	0.70	2,560,000
一括価格(合計)						4,270,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：市街化調整区域に存する建築後相当年数が経過した戸建住宅の需要、境界が不明確であること、越境の可能性があること等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 地価公示価格 弥富-10

所 在 : 弥富市竹田2丁目103番  
価 格 : 30,000 円/m<sup>2</sup>  
位 置 : 近鉄名古屋線「近鉄蟹江」駅の南西方、道路距離約 3.4 km  
価 格 時 点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 506 m<sup>2</sup>  
供給処理施設 : 上水道、下水道  
接 面 街 路 : 北側幅員 3.4m市道に接面  
用途指定等 : 市街化調整区域(建ぺい率 60%、容積率 200%)  
地域の概要 : 沿道施設背後の農家住宅等が見られる住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 現況写真

以 上

# 附 属 資 料



出典：国土地理院地図

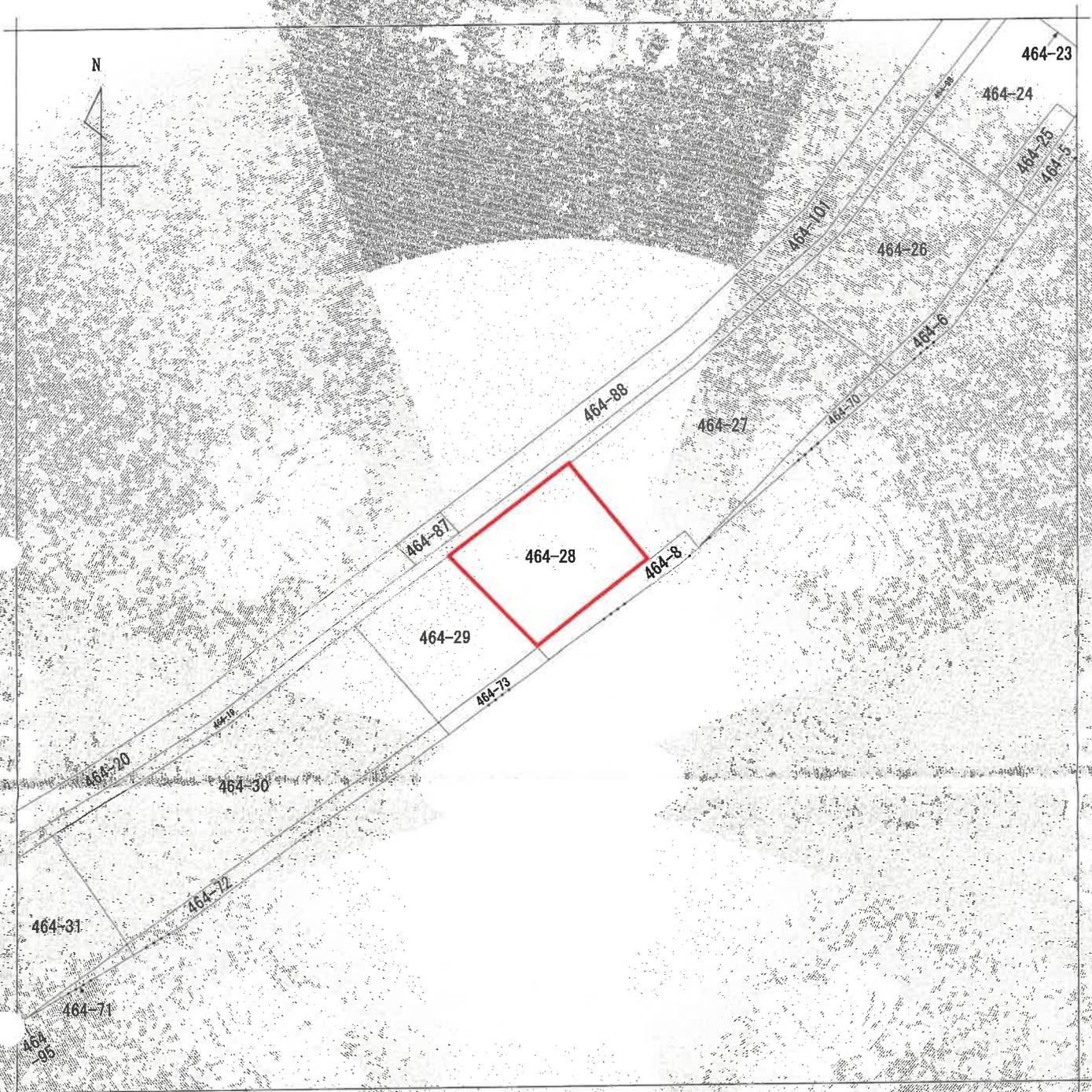
※地理院地図に対象不動産の位置等を追記して掲載

付近案内図

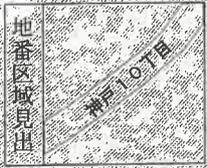


出典：国土地理院地図

※地理院地図に対象不動産の位置等を追記して掲載



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	弥富市神戸十丁目			地番	464番28	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 4判に縮小

(名古屋法務局津島支局管轄)  
令和7年5月26日  
名古屋法務局



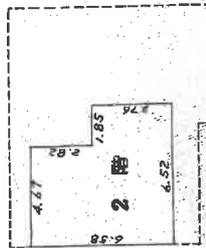
登記官

登記年月日：昭和60年4月19日

### 4204025 各階平面図



床面積	5.61	×	8.73	=	48.9753
床面積	5.46	×	9.34	=	50.9964
計					99.9717
床面積	1階				99.97 ㎡



床面積	4.67	×	6.58	=	30.7286
床面積	1.85	×	3.76	=	6.9560
計					37.6846
床面積	2階				37.68 ㎡

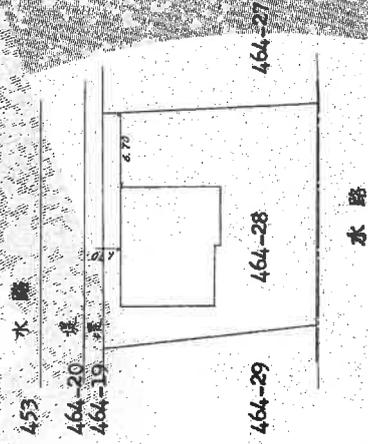
A4判に縮小

### 建物図面

家屋番号 464-28

建物の所在 海部郡十四山村大字神戸新田字内新田464番地2.8

### 平成18年4月1日行政区画を弥富市神戸十丁目と変更



作成者

申請人

縮尺 1/250

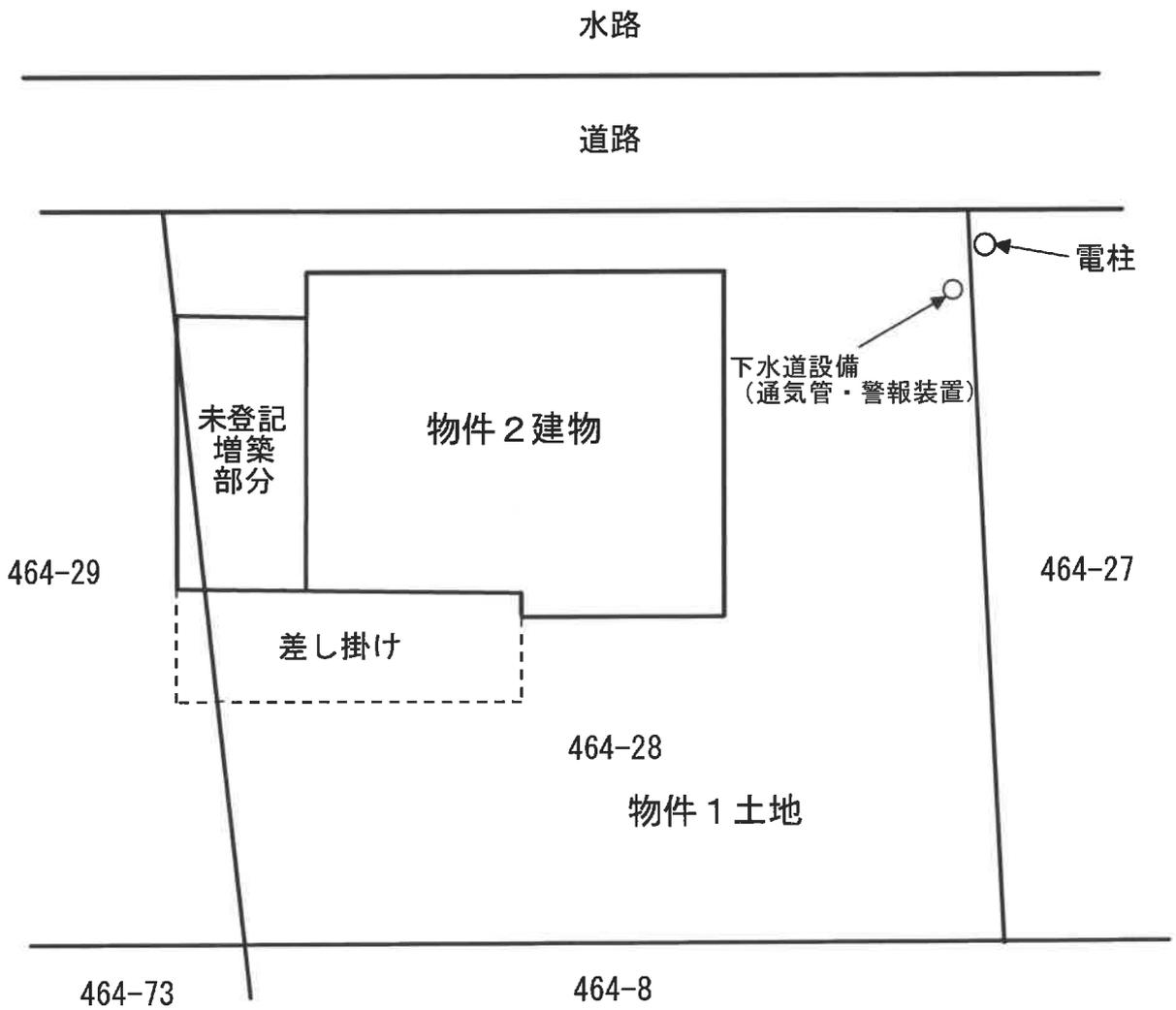
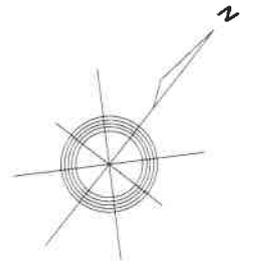
縮尺 1/500

五.四

昭和60年4月19日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である  
(名古屋法務局津高支局管轄)  
令和7年5月26日 名古屋法務局 登録

# 土地建物配置図（概略）



# 建物間取図（概略）

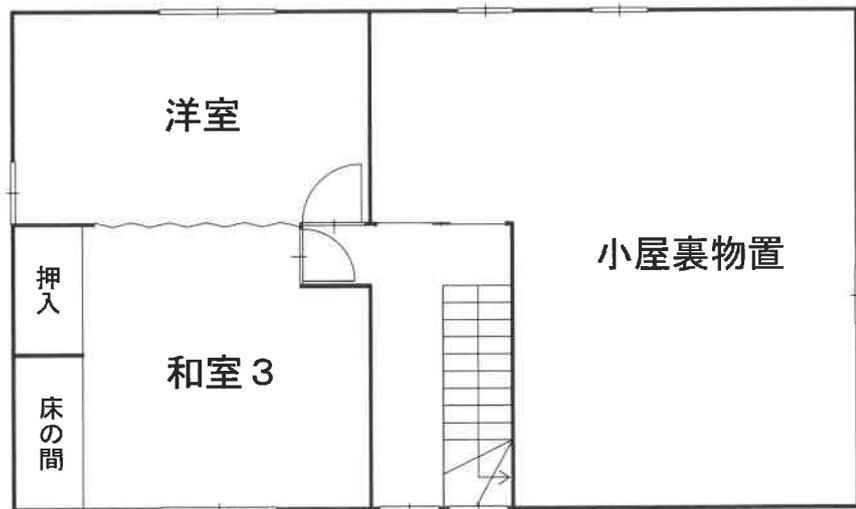
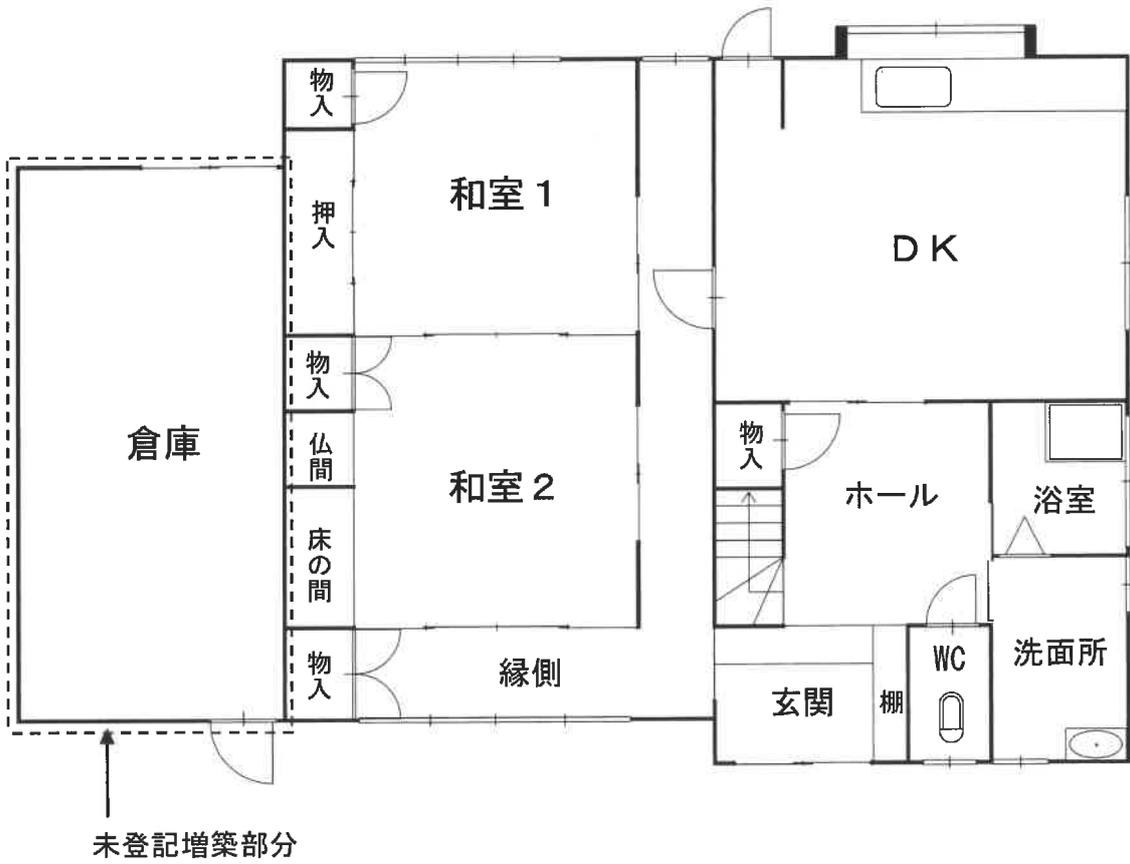
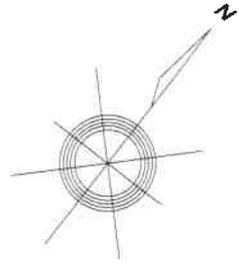




写真1

物件2建物



写真2

未登記  
増築部分